

大津市議会議長告示第 号

大津市議会局規程（昭和58年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月 日

大津市議会議長 草野 聖地

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係</p> <p>(1)～(7) 一略一</p> <p>(8) <u>議会災害対策会議</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) 一略一</p> <p>調査法制係 一略一</p> <p>議事課</p> <p>議事係 一略一</p> <p>広報広聴係 一略一</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係</p> <p>(1)～(7) 一略一</p> <p>(8) <u>議会業務継続会議</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) 一略一</p> <p>調査法制係 一略一</p> <p>議事課</p> <p>議事係 一略一</p> <p>広報広聴係 一略一</p>

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。